

「スポーツマネジメント研究」論文審査の手順

「スポーツマネジメント研究」編集委員会

1. 事務局が投稿原稿を受け付ける。
2. 事務局が編集委員長へ担当編集委員選出の依頼をする。
3. 編集委員長が事務局へ担当編集委員候補者の決定を通知する。
 - (1) 編集委員長は、担当編集委員の決定前に掲載の適切性を確認する。編集委員長・副編集委員長により、掲載が不適切であると判断された場合、通常の査読を経ず不採択(デスク・リジェクション)とすることができる。
 - (2) デスク・リジェクションの場合、編集委員会においてその旨を報告する。
4. 編集委員長が担当編集委員候補者へ審査担当を依頼する(事務局が代行)。
5. 担当編集委員候補者が事務局へ審査担当の諾否を通知する(拒否の場合は上記 2～4 の手順を繰り返す)。
6. 担当編集委員が投稿論文に利益相反がない 4 名程度の査読候補者を選出し、事務局に通知する。
 - (1) 担当編集委員は、査読者の選定前に剽窃チェック及び、掲載の適切性を確認する。掲載が不適切であると判断した場合には、編集委員長・副編集委員長に具体的な理由を添えて提案できる。提案の可否は編集委員長・副編集委員長の協議により決定する。掲載が不適切であると判断された場合、デスク・リジェクションとすることができる。
 - (2) デスク・リジェクションの場合、編集委員会においてその旨を報告する。
7. 編集委員長が査読候補者の査読実施状況を考慮して査読者を選出する。
8. 事務局が選出された査読者に査読を依頼する(拒否の場合は繰り返す)。
 - (1) 投稿論文および依頼論文の内、書評については担当編集委員が査読を行う。
 - (2) 新規投稿論文の査読期間は、原則として 3 週間とする。
 - (3) 再提出論文の査読期間は、原則として 2 週間とする。
9. 事務局が査読者から査読結果を受ける。

査読者による判定の種類およびその基準は以下の通りである。

 - A 判定: 修正の必要がなく、そのまま「掲載が可能である(掲載可)」と判断されたもの
 - B 判定: 「修正と修正後の再査読が必要」と判断されたもの
 - C 判定: 「掲載が適切でない(掲載不可)」と判断されたもの
10. 担当編集委員は、査読者の判定に基づき、以下の手順で審査を進める。
 - (1) 査読者が 1 名の場合はその判定に従う。
 - (2) 査読者が 2 名の場合は次のようにする。
 - (A, A)の場合: 掲載可
 - (A, B)、(B, B)の場合: 修正再査読
 - (C, C)の場合: 掲載不可
 - (A, C)、(B, C)の場合: 担当編集委員は 3 人目の査読者を選び、査読を依頼し、3 名の査読者の判定を併せて、以下のように決定する。
 - (A, C, A)の場合: 掲載可
 - (A, C, B)の場合: 修正再査読
 - (A, C, C)の場合: 掲載不可
 - (B, C, A)の場合: 修正再査読

(B, C, B)の場合:修正再査読

(B, C, C)の場合:掲載不可

(3) 査読の判定が「修正再査読」の場合は、担当編集委員が査読者の判定とコメントを投稿者へ通知し、論文の修正と再提出を依頼する(メール送信は事務局が代行し、送信者名は編集委員長とする)。査読に対して投稿者が応答した内容については、査読者の判定内容にかかわらず、査読過程を明確にするために、編集委員会事務局から全ての査読者に対して開示する。ただし、査読者の判定は、独立的な存在であることを前提とする。また繰り返される再提出に対しても同じ手順を繰り返し、3回目からの査読においては、担当編集委員が自ら査読結果を取りまとめ、査読判定所見を作成し、下記 11 以下の手順で審査を進めることができる。

11. 担当編集委員は、査読の判定が「掲載可」または「掲載不可」となった場合は、査読者のコメント(指摘や評価)、投稿者の対応などの査読の過程を含んだ査読判定所見を作成する。
12. 担当編集委員は、査読判定所見と最終論文を事務局へ送信する。
13. 事務局は、編集委員全員に査読判定所見と最終論文を送信し、「掲載可」または「掲載不可」の提案に対して、賛成か反対か、掲載の採否に関する審議を依頼する。
14. 各編集委員は、査読判定所見と最終論文を確認し、審議を行い、「賛成」または「反対(反対理由を具体的に述べる)」の審議結果を事務局に報告する。なお、審議の期間は、原則として 2 週間とする。
15. 事務局は、各編集委員の審議結果をまとめて担当編集委員と編集委員長に連絡する。
16. 担当編集委員は編集委員長へ「審査報告(投稿者への審査結果と査読者のコメントを含む)」を提出する。
17. 編集委員長は、「審査報告」を確認し、投稿者へ報告する(事務局が代行)。

附則

2008 年 10 月 21 日 制定

2020 年 3 月 31 日 改定

2024 年 3 月 18 日 改定